

平成 29 年 網走市議会
総 務 経 済 委 員 会 会 議 録
平成 29 年 9 月 7 日（木曜日）

○日時 平成29年 9 月 7 日 午前10時05分開会

○場所 委員会室

○議件

田 島 央 一
平 賀 貴 幸
山 田 庫司郎

1. 議案第 1 号 平成29年度網走市一般会計補正
予算中、所管分
2. 議案第 3 号 網走市行政手続等における情報
通信の技術の利用に関する条例
制定について
3. 議案第 4 号 網走市営住宅条例の一部を改正
する条例制定について
4. 議案第 5 号 財産の無償譲渡について
5. 請願第17号 適正な地方財政計画の策定を求
める意見書提出についての請願
6. 陳情第38号 軽油取引税の課税免除特例措置
の継続を求める意見書提出につ
いての陳情
7. 陳情第39号 林業・木材産業の成長産業化に
向けた施策の充実・強化を求め
る意見書提出についての陳情
8. 陳情第40号 「全国森林環境税の創設に関す
る意見書採択」に関する陳情
9. 秋季視察調査の実施について
10. その他

○出席委員（8名）

委 員 長	金 兵 智 則
副 委 員 長	立 崎 聡 一
委 員	小田部 照
	川原田 英 世
	永 本 浩 子
	古 都 宣 裕
	松 浦 敏 司
	渡 部 眞 美

○欠席委員（0名）

○委員外議員（0名）

○傍聴議員（5名）

井 戸 達 也
佐々木 玲 子

○説明者

副 市 長	川 田 昌 弘
企画総務部長	岩 永 雅 浩
農林水産部長	川 合 正 人
農林水産部次長	脇 本 美 三
観光商工部長	後 藤 利 博
建設港湾部長	石 川 裕 将
情報政策課長	干 場 正 博
財 政 課 長	林 幸 一
税 務 課 長	伊 倉 直 樹
農 林 課 長	梅 津 義 則
商工労働課長	田 口 徹
商工労働課参事	日 野 智 康
建 築 課 長	小 原 功
建 築 課 参 事	大 嶋 尚 士
都市整備課長	立 花 学

○事務局職員

事 務 局 長	大 島 昌 之
次 長	細 川 英 司
総務議事係主査	寺 尾 昌 樹

午前10時05分開会

○金兵智則委員長 おはようございます。

ただいまから総務経済委員会を開催いたします。

本日の委員会ですが議案 4 件、請願 1 件、陳情 3 件の合計 8 件についての審査と秋季視察調査の実施について協議いたします。

進行についてですが、議案第 1 号の審査の後、理事者入れかえのため休憩を挟み、続いて議案第 2 号から議案第 5 号について審査をいたします。

その後、再度理事者の入れかえを行い、当委員会に付託されております請願・陳情の審査と秋季視察調査の実施について協議をいたします。

それでは、議案第 1 号平成29年度網走市一般会計補正予算中、水産科学センター飼育試験施設整備事業について説明を求めます。

○脇本美三農林水産部次長 議案資料の3ページを
ごらんください。

平成29年度一般会計漁業振興費水産科学センター
飼育試験施設整備事業の補正予算について御説明いた
します。

補正の理由及び内容でございますが、水産科学セ
ンターの飼育試験施設の建てかえ更新につきまして
は、当初予算に計上させていただいたところであり
ますが、実施設計におきましてボーリング調査を行
いました結果、基礎工事においてくいの規格と深さ
の変更が必要となりましたことから、所要の経費を
追加しようとするものでございます。

補正額でございますが、歳出予算では工事請負費
1,700万円を追加し、歳入予算では市債を1,270万円
追加しようとするものでございます。

建物の位置図、立面図、くいを打つ箇所、ボーリ
ングデータにつきましては、4ページに記載のとおり
でございます。

以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 当初予算の中で予算化された段階
で、当然その前段では調査・見積もりをしてその結
果、当初予算が立てられたと。

しかし、今回、基礎工事の部分で予算が足りない
といえますか、予定していた部分以外のものが出て
きたということなのですが、これは事前の調査・見
積もりの段階でこの部分は見落とししてしまったの
か、それとも結果としてこのような形になったの
か、その辺を伺いたいと思います。

○小原功建築課長 ただいま委員御指摘のとおり、
建築物の地盤調査を含めました設計につきましては、
予算執行の段階で大きな変更を生じることがない
ためにも、本体工事の前年度までに実施することが
必要でありますけれども、今回の施設につきまし
ては、経年劣化が進行しまして大変危険な状態であ
り、施設の更新に急を要することから、今年度予算
で地盤調査を含めた設計と本体工事を一括して予算
計上したものでございます。

予算編成時の見積もりにつきましては、隣接地に
ございます水産科学センターが6メートルのくいで
建てられていることから、6メートルのくいで十分
だというふうに見込んだものでございます。

本年度の実施設計において基礎の形状を確定させ
るため、建設位置での地盤についてボーリング調査
を行いました結果、地震時の液状化の対応をするた

めには、17メートルのくいを施工する必要がある地
盤だということが判明したものでございます。

○松浦敏司委員 今説明をしてもらって見えてきた
のですけれども、当初予想以上のそういった条件と
いいますか、地震に対する液状化には6メートルで
は対応できないと、そのため17メートルが必要な
だということで受けとめてよろしいですね。

○小原功建築課長 そのとおりでございます。

○松浦敏司委員 結果としてはそういうことで、必
要なものであれば予算化せざるを得ないのだろうと
いうふうに思います。

私のほうから以上です。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ次に移ります。

続きまして、呼人倉庫落雪防止柵改修事業につい
て説明を求めます。

○田口徹商工労働課長 議案資料の5ページをごら
んください。

平成29年度網走市一般会計商工振興費呼人倉庫落
雪防止柵改修事業について説明いたします。

1の補正の理由及び内容ですけれども、ことし3
月に呼人の「みんぐる」に併設している商工労働課
及び観光課所管の倉庫の落雪防止柵が、倉庫屋根か
らの落雪により一部破損していることから、その復
旧及び補強工事を行うため追加補正いたします。

経費使途は、落雪防止柵の改修に係る工事費で金
額は280万円となっております。

補正額ですけれども、280万円で全額一般財源と
なっております。

以上です。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 この防止柵は何年経過しているの
か、そして、毎年この防止柵は一定の役割を果たし
てきたと思うのですけれども、ことしは大きな雪の
塊が落ちてきたということなのかどうか、その辺を
もう少し詳しくお知らせいただきたいと思います。

○田口徹商工労働課長 本落雪防止柵につきましては、
平成23年度に設置したものですけれども、今ま
では雪がスムーズに落ちていることもありまして、
その柵は十分耐えていたのですが、本年は雪が屋根
からなかなか落ちないで大きくたまってしまいま
した。

それで事前に危険を察知したものですから、補強
のワイヤを巻いたのですが、やはり雪が解けて落ち

るときには柵が破損してしまったという状況があります。

ただ、今回この屋根に多く雪がたまったというのはことし限りなのか、もしくは今後続くものかわからないものですから、まずは柵を完全に補強して、どんな雪が落ちてでも耐えられるような体制をとりたいというふうに考えたところです。

○松浦敏司委員 わかりました。

そういう意味では、これまでよりも強固なものにするということで認識しましたので、わかりました。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ次に移ります。

続きまして、市営住宅解体事業について説明を求めます。

○小原功建築課長 議案資料の6ページをごらん願います。

平成29年度一般会計住宅建設費市営住宅解体事業の補正予算について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。現在つくしヶ丘4丁目で進めております市営住宅の建てかえに関連いたしまして、つくしヶ丘3丁目及び潮見地区において合計2棟が解体可能となったことから、市営住宅の解体に係る工事費1,860万円を追加補正するものであります。

解体住棟につきましては、議案資料7ページ及び8ページに記載の2棟でございます。

補正額であります。新たに1,860万円を追加補正するもので、財源内訳は記載のとおりであります。

歳入予算については、記載のとおりであります。

以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑ございますか。

○永本浩子委員 今回つくしヶ丘3丁目と潮見7丁目の2棟の住民の方が退去をされて、完全に空き室になったということで解体ということだと思っておりますけれども、ほかの解体予定の市営住宅の中で、あと何人ぐらいの方が残っていらっしゃるのでしょうか。

○小原功建築課長 つくしヶ丘3丁目8番のオビオショップ川に面した通りでございますけれども、そこと学園通りのところで、合わせて90戸がもともとございました。

そのうち移転等完了しました結果、現在のところ

26世帯がまだ入居されている状況であります。

潮見地区につきましては、429戸のうち現在270戸が入居をされている状況でございます。

○永本浩子委員 つくしヶ丘3丁目のほうはまだ26世帯で、潮見地区のほうはかなりたくさんの方が残っていらっしゃるということで、完全退去の予定というのは市のほうで立てていらっしゃるのでしょうか。

○小原功建築課長 つくしヶ丘3丁目につきましては、現在建てております住宅が来年度に完成した後は、当面残すとしております学園通りの住宅を残した以外、オビオショップ川のところは全部壊すことにしておりますけれども、潮見地区につきましては、過去に策定してから5年以上経過しているものですから、今年度策定しております市営住宅の管理戸数のあり方等を鑑みまして、今後、再度当初の予定どおり建設するかどうかということを見きわめまして、順次解体を進めていくのですけれども、その計画ができるまでは、何年先に完了するかということについては、今申し上げられる状況ではございません。

○永本浩子委員 つくしヶ丘3丁目は、4丁目のほうが完成したらそのあと入るか、ほかのところに行くかを振り分けながら、完全退去という形にもっていくということで、潮見地区のほうなのですけれども、270戸まだ残っていらっしゃるということで、歯抜け状態になっているところがありますね。

その中で除雪が大変になっていたり、いろいろな御相談を受けることがあるのですけれども、そういったことに対する対応というのは、市のほうでどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○小原功建築課長 1棟6戸長屋の住棟が多くあるのですけれども、現在のところ、確かに1世帯2世帯しか入られていない住棟もございます。

そうした地区につきましても、御近所の中でも若い方、活動する時間帯も違うとは思いますが、協力しながら除雪等についてはお願いをしている状況でございます。

○永本浩子委員 若い方がいらっしゃるというのはそういう形でやれるのですけれども、皆さん高齢になっていて、男手が少なくなっているという御相談を結構受けますので、ぜひ残っている方を対象に困っていることなどを一度聞き取り調査というものをぜひ考えていただきたいと思っておりますけれども、

そういった方向性は考えていらっしゃるのでしょうか。

○小原功建築課長 潮見地区につきましては、今年度間もなくでございますけれども、これから先の住みかえ等についての意向調査を行いますので、そういった機会も活用しながら、御意見をお聞きしたいというふうに考えております。

○永本浩子委員 ぜひ、その意向調査中で、紙を配って回収して終わるというのではなくて、年配の方は一人一人の聞き取りを要望されている方が多いので、そういう形での意向調査をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○松浦敏司委員 今永本委員の質疑で大体見えてきたのですが、一つは地元の業者が事業を受けると思うのですが、事業者は何社でこの事業を行う予定ですか。

○小原功建築課長 当市では指名競争入札を実施しておりまして、額によりAクラス、Bクラス、C、Dまで建築業者がございまして、今回の建物については1,860万円でございます。

これについて額は出しておりますけれども、発注につきましてはAなのかBなのかという区分については、これから今後詰めたというふうに考えております。

○松浦敏司委員 当然、地元の業者の仕事確保ということもありますし、今後も先ほどの質疑にあったように、順次、その棟全体に入居者がいなくなるというようなことも出てきますので、そういった意味では、地元業者に公平に仕事が行き渡るような形の努力もしていただきたいというふうに思います。

私のほうから以上です。

○古都宣裕委員 大体話の流れは見たのですけれども、このつくしヶ丘3丁目の部分で、ずっと何年もいつ退去するかわからないという状態ではなくて、先が見えている中で、まとめて退去したときに解体をまとめて発注したほうが金額的には安くいったのではないかとこの部分が一点と、それとそうではないのであれば、今回のように区分で分けるのだったら何棟かずつ発注していくやり方でいこうと考えているのかどうなのか、という部分をお伺いしたいと思います。

○小原功建築課長 確かに全部まとまった段階で壊すほうということもございますけれども、近年は

人材の不足や資材の高騰等で年々解体費、建設費も増額しているという状況にあります。

また、先ほども申し上げましたが、市内の業者へ指名競争入札を行っているということから、受注機会の数をふやすということも考えなければならないのかなというふうに考えております。

○古都宣裕委員 そういう観点からするならば、今後つくしヶ丘の住宅は住める期限が決められているので、解体する棟が大量に出てくると思うのですが、そのときは住宅解体の受注をまとめて出すのですか、それとも二、三棟ずつに分けてその受注機会をふやすような形でやるのですか。

○小原功建築課長 今のところは従前どおり、受注機会をふやすという観点から工区分けし、2棟や3棟なりの分割した形での出し方をしたいというふうに考えております。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○川原田英世委員 大体概要についてはわかったのですが、つくしヶ丘のほうはそういうことで方向性が見えてきているのかなというところで、潮見地区の方ですが、実際に見ると1棟6戸あっても、1軒2軒お住まいになられている方がいるのかなというところで、冬も自宅に向けて1本自分で雪をかいた跡があるという形で、住んでいる方もいろいろと自分の住みやすいように工夫されているのかなというのがあそこを見るとよくわかるのですが、いずれにしてもどうなるかわからないけれども、現状は解体を進めていく方向だということで理解をしましたが、アンケートをとるといようなこともあったのですけれども、その中で歯抜けの状態といつては変な話ですが、ある程度あいている件数があるのであれば、集約させていただいて、そしてあいた部分をどんどん壊していくというような方向も考えていく必要も出てくるのかなと思うのですけれど、そこら辺の認識はいかがかお伺いしたいと思います。

○小原功建築課長 今後進めていくそういった意見等意向調査を含めまして、解体する場所が決まりましたら、そこに向けては集团的に早期に退去ということがありますので、仮移転も含めましたそうした集めるということも検討しなければならないかなというふうには考えております。

○川原田英世委員 わかりました。

いろいろと御負担をお願いしなくてはいけないことになるかなと思いますけれども、デリケートだと

思いますので、住みなれたところがいいというところもありますから、慎重に進めていただきたいというふうに思います。

それとこれは半額国庫補助を活用させていただいてということになるのですが、潮見地区のほうはまだ見通しが立たない中で進めていくということで、この国庫補助というのは、今後も何年かで打ち切りだとかそういうふうになっているのか、それともずっと続くという認識なのかお伺いします。

○小原功建築課長 公営住宅に関しましては、建設も含めてですが、社会資本整備総合交付金というものの中で配分をいただいているものですから、交付金自体は今後も続くものというふうに考えております。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に移ります。

続きまして、補助道路河川災害復旧事業について説明を求めます。

○立花学都市整備課長 議案資料9ページをごらんください。

平成29年度一般会計道路等災害復旧費補正予算補助道路河川災害復旧事業について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。昨年8月の道路災害復旧事業に係わる工事内容の変更に伴い事業費が増加するため、工事費1,200万円を追加補正するものでございます。

本工事は、卯原内地区で発生いたしました道路のり面崩壊を復旧するもので、昨年の災害査定において2,218万5,000円で決定した補助道路災害復旧工事であります。

工事においては、ことしの5月から行っていた状況でございます。

のり面最上段部から工事を開始いたしましたが、のり面中段部の作業中に大量の湧水が原因と思われるのり面崩壊が発生、地質調査を実施し、その結果からのり面保護工の特殊かごの範囲を広げ、大量の湧水を排除するために地下水排除管の敷設が必要となったことから、工事費が増加したものでございます。

補正額であります。新たに補正額を1,200万円追加するもので、財源内訳は記載のとおりでございます。

歳入予算についても、記載のとおりでございます。

す。

また復旧施工箇所につきましては、10ページに記載の位置図を御参照願います。

以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

○小田部照委員 昨年の大雨での災害復旧ということですが、これで大方全体の災害の復旧は完了なのか、現在の進捗状況をお聞かせ下さい。

○立花学都市整備課長 昨年8月の大雨による災害復旧箇所として、道路、河川、公園を含めると157箇所の復旧箇所がございました。

そのうち154箇所の工事が既に終わっておりまして、ここを含めて3箇所が年度内までに完成を計画して現在進めている状況でございます。

○小田部照委員 わかりました。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○松浦敏司委員 工事の途中で、中段の部分から大量の湧水ということなのですが、多分、去年僕が見に行った卯原内のところだと思うのですが、先ほども水産科学センターの関係で意見を言ったのですが、やはり調査・見積もりの段階で、見積もりの甘さというのがあるのではないかという印象があるのですが、全く予想もつかなかったために今回このようになったということなのでしょう。

○立花学都市整備課長 今回の災害復旧工事はまず現場の被災が起きてすぐに調査に入ります。

正確にお金をかけて最初から地質調査を行って工事を行うという形であれば、確かに委員のおっしゃるとおり、もう少し金額の精査としては制度の高いものができたかと思います。

今回の災害復旧の箇所の当時の現場の状況は、崩土と言われている流れ出た土砂がかなり堆積をしている状況で、当初の想定では通常水が出る位置というのはかたい地盤と砂質系の地盤の境目から水が大量に出てくることが想定されるということで、その位置については、当初から確認をされておりまして、その位置からその下部にかけてののり面保護工が必要だということで災害査定については申請をした状況です。

実際に工事を行ったところ、地質調査の実施に至り、その結果、非常にゆるい地盤というのがわかって、砂層・かたい層・砂層というような互層の状況ということがわかったということで、今回、後になって地質調査を実施したということから、工事については、実際には大きくなってしまったのですけれど

ども、どうしても当初の災害査定時にはスムーズに進める上でも適当といいますか、そういう申請までのやり方としては間違いではなかったというふうに考えております。

○松浦敏司委員 それで理解できたのですが、こういった実際に工事をしなければわからない地層というのは当然あると思うのです。

それはそれとしてわかりましたので、私のほうは質問を終わります。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、ここでお諮りをいたします。

議案第1号平成29年度網走市一般会計補正予算中、所管分につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ここで理事者入れかえのため暫時休憩をいたします。

午前10時34分休憩

午前10時35分再開

○金兵智則委員長 それでは、再開をいたします。

続きまして、議案第3号網走市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定について説明を求めます。

○干場正博情報政策課長 議案資料19ページ、資料2号をごらん願います。

網走市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の概要につきまして御説明を申し上げます。

初めに1の趣旨でございますが、条例等に基づいて行う手続における申請等について、書面に加えオンラインで行うことも可能にするため当該条例を制定しようとするものでございます。

次に2の内容でございますが、第1条は条例の目的について、第2条は用語の定義について、第3条は市の機関等の電子情報処理組織による申請について、第4条は市の機関等の電子情報処理組織による処分通知について、第5条は電磁的記録による縦覧等について、第6条は電磁的記録による作成について、第7条は市の手続に係る情報システムの整備等について、第8条は手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表について、第9条は委任についてをそれぞれ規定しようとするものでございます。

また、本条例の施行期日につきましては、3の施

行期日に記載のとおりでございます。

なお、4のその他に記載のとおり、網走市行政手続条例第8条の行政処分に関する理由の提示及び第33条の行政指導の方式に関しては、本条例による「みなし規定」が適用されないため、附則により同条例を改正しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 これによって便利にはなるのだというふうに思うのですが、ただ、私のような年齢からすると個人情報の関係で、これが十分に守られるのかどうかという不安が一つあります。

これについてどのようにお考えか、それからその他の部分で、「みなし規定」というふうにあるのですが、この「みなし規定」とはどういうものなのかお答えいただきたいと思います。

○干場正博情報政策課長 お答え申し上げます。

まず個人情報の保護についてでございますけれども、この条例に基づきまして、オンラインで申請ができる、する場合は電子証明並びに電子証明書を利用して本人でなければ申請ができない形、成り済まし防止を原則として講じたいと考えております。

また二点目の「みなし規定」のことでございますけれども、まず網走市行政手続条例の第8条の趣旨でございますけれども、申請により求められた許認可を拒否する処分をする場合は、申請者に当該処分の利用を示さなければなりませんけれども、当該申請が許可要件に適合しないことが申請書の記載から明らかな場合は、申請者の求めがあった場合に、当該申請書を示せば足りるものでございます。

申請者の方から申請書を書面で提出があった場合に、その書面をお示しすればよいという内容でございます。

その場合、このオンライン化条例によりまして、申請そのものを電子的にオンラインでやった場合は、それは「みなし規定」としてなるのですが、今度、拒否する場合に、その書面をお見せするということは電子申請の場合にできませんので、それを補完するための規定でございます。

第33条につきましても同様の趣旨でございます。

○松浦敏司委員 何となくわかりました。

非常に難しい言い回しではありますが、わかりました。

○永本浩子委員 今回このオンライン化ということで、市民の利便性の向上を図るということなのです

けれども、このオンライン化のできる申請や届け出というのは具体的にはどういうものができるようになるのでしょうか。

○干場正博情報政策課長 お答え申し上げます。

現在予定されておりますのは、国の子育てワンストップサービスに係る児童手当、保育、母子保健等の子育てに関する申請がことし秋以降に全国でサービスがスタートするものでございますので、まずはそれを念頭に置いているものでございます。

ただそのほかの申請につきましては、ワンストップサービスについても同じなのですけれども、規則によりまして、これらをオンラインでやることでできると規定しなければオンライン化できませんので、直ちにこの条例ができて、直ちに全てのものがオンライン化できるというものではございません。

規則に定めて、オンライン化ができるということになります。

○永本浩子委員 ことしの秋からスタートする子育て関係のワンストップサービスに関しては、まずオンライン化になるという理解でよろしいのでしょうか。

○干場正博情報政策課長 ワンストップサービスにつきましては、関連の予算が上程中でございますので、その関連議案が可決成立した後のこととなりますけれども、ことしの秋以降にサービスが提供されるというふうに予定しております。

○永本浩子委員 子育て関係の申請や届け出ということで、もう少し具体的にはどういったものになるのでしょうか。

○干場正博情報政策課長 現在、想定されている児童手当の部分に関しましては、認定請求、額改定請求、変更届、消滅届、未払請求等でございます。

また、保育に関しましては、支給認定申請、入所の申し込み、母子保健につきましては、妊娠届等が想定されているところでございます。

○永本浩子委員 子育て世帯にとっては、こういったオンラインというのも使いなれている若い世代の方たちにとって、とても使いやすい制度になるということと理解させていただきました。

この後、もっとほかの分野にも広げていくというような予定はあるのでしょうか。

○干場正博情報政策課長 具体的なものはまだございませんけれども、今後検討してまいりたいと考えております。

○古都宣裕委員 申請部分に対しては永本委員の質

問とほとんど同じだったのですけれども、この処分通知という部分がわからないのですけれども、この通知自体がメールか何か電子媒体で来るイメージなののでしょうか。

○干場正博情報政策課長 さまざまな技術的な方法がございますけれども、例えば、申請がオンラインでされ処分通知をした場合に、その旨をメールあるいはダウンロードしていただきまして、それを通知・閲覧していただくということを想定しております。

○古都宣裕委員 通知というからには、何か先に送られてくるというイメージがあったのですけれども、例えば、セキュリティを強化している人だったら迷惑メールのホルダーにいつてしまっていて見られなかった、わからなかったという場合が想定されるのですが、そういうことはないのでしょうか。

○干場正博情報政策課長 具体的にまだ処分通知の方法について詰めているわけではございませんけれども、そのような弊害がないようなシステムづくりをしてまいりたいと考えております。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、ここで採決を行います。

議案第3号網走市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定については、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは決定をいたします。

○金兵智則委員長 続きまして、議案第4号網走市営住宅条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○大嶋尚士建築課参事 それでは議案資料の21ページ、資料3号をごらん願います。

議案第4号網走市営住宅条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

改正の趣旨及び内容についてでございますが、公営住宅法の一部改正を含む地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、それから、公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、認知症患者等の収入申告困難者の取り扱いを定めることができるようになったことから、当該条例に規定すべき関係規定について所要の

改正を行うものでございます。

内容としたしましては、認知症患者等の市公営住宅入居者が収入の申告をすること等が困難な場合、事業主体でございます市が官公署における必要な書類の閲覧により、把握した当該認知症患者等の収入に基づきまして、市公営住宅の家賃を定めることができるよう規定を加えるものでございます。

条例の新旧対照表につきましては、議案資料の22ページから23ページに記載のとおりでございます。

また施行期日につきましても、議案資料に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

○川原田英世委員 認知症の方の対応ができるようになるということでもいいことだと思うのですが、一点わからないところがありまして、「困難な」というところです。「申告が困難な場合」と言っていますが、「困難」というのはどういった状況を想定しているのかだけ確認しておきたいと思うのですが。

○大嶋尚士建築課参事 具体的には疾病等に伴ってそういった方が、例えば来庁することが難しいですとか、来庁していただいても具体的にどれをどういうふうに準備をしていいのかわからないというふうなことで、事業主体である市のほうにお願いしたいというような申し出等を想定しているものでございます。

○川原田英世委員 申し出がないと対応できないということではなかったでしょうか。

○大嶋尚士建築課参事 そういう形になろうかと思えます。

対象となる方ですけれども、認知症である方、知的障がい者の方、精神障がい者またその他に準ずる方が対象となるというふうに法律では言われております。

その方たちについて、申し出等がなければうちのほうで勝手に判断することができませんので、そういったことでの対応ということになろうかと思えます。

それで、そういった方が医師の診断書ですとか、療育手帳や精神障害者福祉手帳等を持ってきていただいて、こういう形なのでというふうなことを言われた場合に、こちらのほうで対応させていただくというふうな内容でございます。

○金兵智則委員長 暫時休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時46分再開

○金兵智則委員長 それでは再開いたします。

川原田委員の質疑に対する答弁からお願いをいたします。

○大嶋尚士建築課参事 まずそういったことが困難であるという事情を私どもが認めたときに適用することができるというふうにされておりますので、うちのほうのケースワーカーさんの聞き取りだとか、その対象者になり得るのかというふうなことを確認した上で、私ども事業主体が対応するというふうなことになるかと思えます。

○川原田英世委員 申請をするというよりは、例えば身近にいるヘルパーさん等がその状況を察してケースワーカーさん等と連携をとり、「この人にはこういうふうにしてください」というような申し出があれば、本人が申し出しなくても大丈夫だということではなかったでしょうか。

○大嶋尚士建築課参事 おっしゃるとおりでございます。その内容の確認を私どもがさせていただいて、それが必要というふうに認めた場合ということで御認識いただければと思います。

○川原田英世委員 わかりました。

これは条例を見ると、新旧対照表に毎年度というふうに書いていますけれども、その年その年で認知症が軽度から重度になっていったというふうになったら、その年その年で対応できるということではなかったのでしょうか。

○大嶋尚士建築課参事 ここの収入の申告というのは、翌年度の入居者に対する住宅の家賃を決めるための手続でございますので、そういった意味での毎年度というふうな表記になっております。

その対応の方法ですけれども、委員御指摘のとおり対応するというふうなことになります。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○松浦敏司委員 大方わかったのですが、今現在、こういった対象者になり得る方たちというのは、どれぐらいいると想定しているか、もしわかれば伺いたいです。

○大嶋尚士建築課参事 全体での実数というものは把握できていないのですが、毎年度の申告の中で、対象となり得る手帳ですとか、そういったものを掲示していただいている方はいらっしゃるの事実でございます。

ただその方たちについては、今回の対応というよりも自分でそういうことが認識できて申告ができて

いる状況なものですから、その方たちを含めて、それ以外のまだ私どもが把握できていない実数というのがあるというふうに認識はしますが、実数についてのお答えはできません。

御理解いただきたいと思います。

○松浦敏司委員 なかなか難しいところもあるとは思いますが、せっかくこういう制度ができるのであれば、しっかりそういった対象者の人が漏れなく対応できるような形に進めてほしいということで、私の質問を終わります。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○永本浩子委員 23ページのところにある具体的な新旧対照表の中なのですけれども、最後のところに「当該入居者の収入及び前項の規定に基づく近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる」というふうに書かれてあるのですけれども、家賃以下ということは、具体的には安く決めることができるということなののでしょうか。

○大嶋尚士建築課参事 この「近傍同種の家賃」というのは、私どもは福祉的な観点から家賃を定めるように法律等で定められているものでございますけれども、そういったその申告等がなされない場合については、近傍同種というか近くのところでの実態を把握した形で家賃を定めることができる、その範囲内で定めることができるというふうになっていて、それ以下でというふうな形なのですが、実際にはその収入申告等に応じて各世帯の収入ですとか、世帯の実態等を踏まえて家賃を設定するというふうな形になりますので、この「近傍同種の家賃」の以下でそれぞれの収入等に応じた形での計算で家賃を設定するという形になります。

なので必ずしも安くなるということではございません。

あくまでも、世帯ごとの収入等に応じた家賃設定ということが義務づけられておりますので、そういう御認識をいただければというふうに思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、お諮りをいたします。

議案第4号網走市営住宅条例の一部を改正する条例制定につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金兵智則委員長 それでは次に移ります。

議案第5号財産の無償譲渡について説明を求めます。

○梅津義則農林課長 議案資料24ページ、資料4号をごらんください。

財産の無償譲渡について御説明を申し上げます。

網走市農産物高次加工研究所の閉鎖に伴う財産の無償譲渡につきましては、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議決案件に該当することから提案をするものです。

無償譲渡する財産の概要についてでございますが、(1)の無償譲渡する財産は、所在地が網走市字呼人276番地の9に建っております旧網走市農産物高次加工研究所でございます。

構造等と数量は、資料に記載のとおりでございます。

(2)の無償譲渡の理由でございますが、網走市農産物高次加工研究所の建物について、開設時に金印株式会社と取り交わした土地無償貸借契約書では、地上物件を撤去しなければならないということになっているところでございますが、解体するには多額の費用が発生することから、解体をしない方向で協議をしてまいりました。

協議の結果、金印株式会社から無償であれば引き受け可能との回答を得たことから、今回無償譲渡することによって進めたいと考えているところでございます。

(3)の無償譲渡の相手方、(4)その他については資料に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

○永本浩子委員 解体する費用のほうがかかりかかるといふ今の説明でしたけれども、現在の建物の価値としては、約270万円というふうに聞いた覚えがあるのでございますけれども、それに対して解体費用が990万円ということではよろしかったでしょうか。

○梅津義則農林課長 残存価格については市のほうでは70万円ということで試算をしております。

それに対しまして解体費用でございますが、建築課のほうに試算をしていただきまして、1,119万9,600円という金額をいただいております。

その費用の差で、今回、こういった判断に至ったということでございます。

○永本浩子委員 私の記憶違いでしたけれども、さらに差が大きいということで、解体しないで引き取っていただけたということは、税金を使わずに済ん

だということで、理解させていただきました。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、お諮りをいたします。

議案第5号財産の無償譲渡については、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、そのようにいたします。

ここで、理事者入れかえのため5分ほど休憩をいたします。

午前10時56分休憩

午前11時03分再開

○金兵智則委員長 それでは、再開をいたします。

次に、請願1件と陳情3件について審査をいたします。

まず初めに、請願第17号適正な地方財政計画の策定を求める意見書提出についての請願を審議いたします。

○川原田英世委員 自治体の基金についてということで、記にあるとおりだと思いますけれども、これは自治体が削減等に努力しながら積み立ててきたというものであって、国等の状況が確かにあるとしても大幅な削減によるということで、記に書いてある通りの内容で、これを地方財政計画へ反映しないことというのは、もっともなことだというふうに私は考えますので、これはぜひ通すべきかというふうに思います。

○金兵智則委員長 他に。

○小田部照委員 私もこれは全文同意できますので、採択の方向で考えています。

○松浦敏司委員 先月、札幌の研修に行ったときにこの話を聞いております。

やはり、どれほど地方自治体の職員がさまざまな形で努力をしてきたか、そういう中で結果として基金を積んできた。

見るとおよそ全部で37億7,000万円ほどあり、その中で一般的には財政調整基金や減債基金ということではおよそ20億円ということなのですが、これを地方財政計画の中に検討するというのはとてもない話だということで、この請願については極めてもっともな話であり、採択すべきだと思います。

○金兵智則委員長 他に。

○永本浩子委員 私もこの件に関しましては、網走市を見ても第4次行革でこの基金が5年間で割り込

んでしまうということで、厳しい財政運営を行っていくに当たって、職員の削減や役職のある方のボーナスを減らすなどそういった努力をしているわけで、また近年は、予想もしないいろいろな災害が起きておりまして、その災害復旧にもこのあとどれだけお金がかかっていくかということが予想できない状況でもありますので、こういった形での地方財政を圧迫するようなやり方はやはりするべきではないということで、これに関しては採択したいと思っております。

○古都宣裕委員 私もこれに関しては採択でよろしいと思います。

○立崎聡一副委員長 うちも、これは採択でお願いしたいと思います。

○金兵智則委員長 それでは、請願第17号適正な地方財政計画の策定を求める意見書提出についての請願については、全会一致をもって採択すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ではそのようにいたします。

○金兵智則委員長 続きまして、陳情第38号軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書提出についての陳情について審査をいたします。

○小田部照委員 これも、網走のような地方のスキー場にはまだまだ必要な制度だと思いますので、ぜひ採択の方向でお願いしたいと思います。

○金兵智則委員長 他にございますでしょうか。

○古都宣裕委員 私からもこちらは採択の方向で考えております。

網走というだけでなく、漁業や農業、さまざまなところでもそういった減免制度がある中で、ここだけ外すというわけにはいけないと思っております。

○松浦敏司委員 当然だというふうに思います。

道路を走ることとは全く違う、会場や畑やこういったスキー場等ということでありますから、これが平成30年の3月末で廃止するというのはとてもないことであって、あらゆる部分にこれは影響を与えるので、この陳情については採択すべきだと思います。

○永本浩子委員 私も同感です。

ぜひ残していただきたいということで採択します。

○金兵智則委員長 ほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

陳情第38号軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書提出についての陳情につきましては、全会一致をもって採択すべきものと決定をいたします。

○金兵智則委員長 続きまして、陳情第39号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出についての陳情について審査をいたします。

○小田部照委員 これも同様に全文同意できますので、採択すべきだと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○古都宣裕委員 同じく採択の方向で構わないと思います。

○永本浩子委員 私も採択でお願いしたいと思います。

○松浦敏司委員 これも以前から議論があったところですけれども、やはりこれは採択すべきだと思います。

○金兵智則委員長 よろしいですね。

陳情第39号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出についての陳情につきましては、全会一致をもって採択すべきものと決定をいたします。

○金兵智則委員長 続きまして、陳情第40号「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について審査をいたします。

○松浦敏司委員 陳情第39号と関連しておりまして、ほぼ内容的には同様の趣旨だというふうに思いますので、採択でいいかと思います。

○金兵智則委員長 それでは、陳情第40号「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情につきましては、全会一致をもって採択すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのようにいたします。

意見書（案）の準備の都合がございますので、暫時休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時12分再開

○金兵智則委員長 それでは、再開をいたします。

意見書（案）が皆様のお手元に配られたかと思いますが、ない方はいらっしゃらないでしょうか。

なければ、まず適正な地方財政計画の策定を求める意見書（案）について、この内容でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よろしければ、委員長名により委員会として意見書（案）を本会議に上程することに決定してよろしいでしょうか。

○古都宣裕委員 少しだけ気になるところがあるのですが、記の上の行の6行目の「必然です」の「です」というのは話し言葉ではないのかなと思ひまして、公的な文書で送る際に「です」というのは適正かというのは少し疑問に思ったのですが、皆さんが問題ないのであればいいと思います。

○金兵智則委員長 古都委員からそのような意見もございましたが、他の委員の皆さんいかがでしょうか。

どういたしましょうか。

「必然であり」程度に直すということではよろしいでしょうか。

では、文章を一度精査して、正副委員長で訂正したいと思います。

内容につきましては、そこの部分だけということで、委員長名により委員会として意見書（案）を本会議に上程することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

また、意見書の提出先は、地方自治法第99条の規定に基づき、関係行政庁に提出することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのようにさせていただきます。

続きまして、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書（案）につきましては、文章的にはいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

問題なければ、委員長名により委員会として意見書（案）を本会議に上程すること、また、意見書の提出先は地方自治法第99条の規定に基づき、関係行政庁に提出することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのようにさせていただきます。

続きまして、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）につま

しては、この内容でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よろしければ、委員長名により委員会として意見書（案）を本会議に上程することに決定、また、意見書の提出先は地方自治法第99条の規定に基づき、関係行政庁に提出することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、最後です。

「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）につきましては、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よろしければ、委員長名により委員会として意見書（案）を本会議に上程すること、また、意見書の提出先は地方自治法第99条の規定に基づき、関係行政庁に提出することに決定をいたします。

請願・陳情・意見書（案）につきましては終了させていただきます。

○金兵智則委員長 最後に、秋季視察調査の実施についてであります。

前回の委員会で9月1日までに視察先の要望を委員の皆さんに伺っておりました。

委員会のときに松浦委員から一つ意見が上がっていましたが、他に何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、松浦委員の意見も参考にしながら、視察先・日程・内容につきましては、正副委員長に一任として、内容を決定させたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、そのようにさせていただきます。

以上、各委員からその他何かございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

理事者のほうから何かありますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それでは、これをもちまして総務経済委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午前11時18分閉会
